

特集 3

チョンサンゲン

在日朝鮮人元軍属の鄭商根さんを知っていますか？

—在日朝鮮人と戦後責任—

ムン ジョンシル

文貞實

要 旨

本稿では、1990年代の在日1世の戦後補償の裁判闘争を取り上げることで日本の「戦後責任」を改めて考えたい。具体的に、1990年代当時、戦前の日本帝国主義から地続きの「日本」という国家に対して真正面から闘った在日1世の裁判闘争とその支援者となる在日3世たちとの出会いから生まれた「歴史実践」がどのようなものであったかを考察するものである。

キーワード：在日朝鮮人、戦後責任、歴史実践

I. はじめに

「公判、5分間陳述内容—

- 一、入定、あいさつ
- 二、私は耳が悪いから始めから大声で陳述します。
- 三、こんな立派な場所で終戦後四十五年間腹にたまった戦後処理補償問題を全日本国民に訴える事が出来た事に対して弁護士の方方、傍聴者の方方、私としては心から光栄に思います。
- 四、日本国民には戦後補償があるから戦争は終わったとばかり思っているかも知れませんが、私には今だに戦争は終わりました、として葉書一枚の連絡もありません、右記を見ましても。

第二次世界大戦は終わって

- 五、戦時中は内鮮一体皇民として使用するだけ使用して於て敗戦になってからは、お前は誰だと申すのは人道上から考えても民主主義人権問題から考えても日本国は私のような立場にある人を無視してませんか。
- 六、最近日韓会談の話を各方面から論じてますが、私から見ますと国民を

忘れた会談と思います。

戦時中犠牲者のための会談ではありませんか、私が会談の本人であるのに今だに連絡もないし会談の内容が今だにわかりません。

右の通り第一回公判、陳述を終わります。

1991年5月28日 午前10時20分 鄭商根
大阪地方裁判所第二民事部 御中¹⁾

1991年、旧日本軍の軍属だった鄭商根さんは、大阪地裁に「戦傷病者戦没遺族等援護法」に基づく障害年金支給を求め提訴した。1995年、大阪地方裁判所は鄭商根さんの訴えを棄却した。その後、大阪高等裁判所に控訴した鄭商根さんが亡くなり、裁判は韓国在住の息子の鄭奭鎭^{ソクチン}さんが引き継いだ。1999年、大阪高裁で、「戸籍条項を理由に在日韓国人に援護法の適用がないのは立法府の裁量の問題で、法の下での平等に違反するとは言えない」として請求は退かれた〔「毎日新聞」1999年9月11日〕。

ここで、鄭商根さんの戦後補償の裁判闘争を取り上げる理由は、近年、外国人集住地域で推進されている「多文化共生施策」や在日1世高齢者の無年金問題など戦後日本の外国人施策変遷の起点が日本の「戦後責任」であることを改めて問いたいからである。なぜならば、当時、鄭商根さんの訴えは戦前の日本帝国主義から地続きの「日本」という国家に対して真正面からの在日1世の闘い（歴史実践）であったからだ。

そこで本稿では、1990年代当時、鄭商根さんの戦後補償の裁判資料、支援団体の発行資料、新聞記事、文書資料²⁾と「鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会」（以下、「支える会」）の当時のメンバーへのインタビューから、鄭商根さんがはじめた戦後補償請求権の闘いに伴走した若い日3世の支援活動から在日朝鮮人の戦後補償問題とは何であったのかの整理をとおして在日の「歴史実践」とどう向き合うべきかを考えてみたい。

Ⅱ. 戦争はまだ終わっていない

1. 生活史

「私は、1921年11月生まれや。今年で74歳や。生まれは韓国の済州道。三人兄弟の長男として生まれました。小さいときの話は、田舎で百姓していたときの話しかあらへん。戦地に出て行くまでは、両親も居ったけれども、20年後にはお父ちゃん、お母ちゃんも死んでしまいました。今から54年前に戦地に出ていったんや。戦争終わって50年やろ。その前に戦地をうろついてんやからな。その時、数えて22歳、満で21歳や。お父さんと、

お母さんに死に別れて、戦後は、今の大阪で暮らしました。兄弟も3人おったけども、もう別れてから約54年間になるね。それからずっと日本で住んでいる関係上、どこに住んでいるか解らん。」

[大阪人権博物館・(社)大阪国際理解教育研究センター・編集1999:7頁]

最初に、1996年に実施された(社)大阪国際理解教育研究センター(KMJ)と大阪人権博物館が実施した在日1世当事者からの聴き取りに、亡くなる1か月前に協力した鄭さんの生活史の記録および鄭さん自身が書いた大阪地方裁判所での第1回公判での意見陳述書、鄭さん直筆の「在日韓国一世 鄭商根 人生ルポ 近所の青年と、」(以下、「人生ルポ」)をもとに鄭商根さんの生活史を整理する。

「戦争に引っ張られていったのは21歳の時。韓国の役場で、ちょっと用事や言うて呼び出しがあったから、行ってみたら、役場のところに10人くらいの人が集まっとったわ。…(省略)…北海道の炭鉱とか、九州の炭鉱の方へ若い人をよく連れていくとか、そんな話はようけ聞いたけど、戦地へ連れていくとかは噂でも聞いていなかったんや。…(省略)…その時は、日本の軍人とか、うるさい奴等が横に居るし、ごたごたできなかった。車乗らんかい言うから、車乗ったんや。昭和17年8月26日の事や。」

[大阪人権博物館・(社)大阪国際理解教育研究センター・編集1999:8頁]

その後、鄭さんは済州島から釜山港に連れていかれた。港には鄭さんをはじめ強制的に集められた2000人ぐらいの20歳代から30歳代の働き盛りの若者がいたという³⁾。埠頭には憲兵たちが鉄砲もって待ち構えており、逃げることもできない状況で船に乗せられ、1週間後に大日本国海軍総司令部があった太平洋の真ん中のトラック島に到着した。その軍港には、「目玉のない軍艦とか、船長室のない軍艦とか、腹がない軍艦とか、そんな廃船が集まって」いた。鄭さんたちを乗せた船はマッキン、タワラ島、サイパン、マーシャル諸島の群島で次々と人々を降ろして、済州島の人たちは一番遠いソロモン群島近くの激戦地で降ろされたという。当時、食料を配給する船は敵潜水艦の魚雷にあたって太平洋の海のなかに沈み届く食料もないまま、百姓出身の鄭さんたちはひたすら島のなかで穴を掘らされたという。戦争が終わったとき、「終わってみたら、約3分の2はお腹がすいて死んだ者やら鉄砲玉にあたって死んだ者らで、3分の1は残ったんや。」

鄭さん自身は、1943年12月のマーシャル諸島ウォッセ島で米軍の爆撃を受けて負傷した。「昭和19年やったか、横須賀海軍病院に帰ってきて、そこから三重県宇治山田の赤十字病院に回されて、そこで8ヶ月入院して、最後は東京芝浦にある海軍施設本部で療養中に終戦を迎える」。鄭さんは、当時の怪我が原因で右肱切斷・左母指の機能障害・両鼓膜が破れたことで混合性難聴という障害を負った。敗戦後の混乱のなかに放り出された鄭さんは大阪の生野で道端に捨てられたリアカーを拾い廃品回収をするようになる。リアカーを引っ張っていたら、古本とかをタダでくれる人がいたり、資金面で援助してくれる人がいたりし、集めた本を近鉄布施駅前の露店で並べて売る商売をはじめ、それがうまくいき、その後、古本屋を30年間営むことになる。

古本屋の仕事をしていたら在日1世のお客さんから代書の仕事をうけるようになる。鄭さん自身は濟州島で漢文書堂や日本の学校で2、3年勉強したきりだった。字が書けるようになったのは、戦地から帰ってきて入院中に何もすることがなかったので字の勉強をはじめたのがきっかけだった。本格的には、古本屋をはじめてから、夜中に一生懸命に独学で日本語の勉強をしたという。そのうち、手紙を書いてください、密航できたひとの理由書を書いてくださいと相談が相次ぎ、その人たちがこちらで生活が安定して成功したら、鄭さん自らも気持ちがよくなって、さらに勉強に励んだという。晩年、古本屋を閉めても、韓国領事館から戸籍謄本の取り寄せ、民団、日本の役所に出す帰化申請書の作成など書類の代書屋や、韓国の財産を整理するひとの相談役などの事務所を営んだ〔鄭1991：3〕

その後、日本での商売もうまくいき、子どもや孫にも恵まれた鄭商根さんが70歳を前に何を思って、戦後補償を求める裁判をはじめたのだろうか？

当時の「支える会」のメンバーのひとりだったKさんは、筆者のこの問いに対して――

「私も、なんでこの歳になって（裁判を）しようと思ったのかクエスチョンだったんですよ。それはやっぱり生活もあったし、でも、心の中にはずっと悔しさがあって、書きためてはったもんね、いろいろ。いつかこの資料として裁判する、自分の陳述というか、手書きでね、ずっと書いてはって。やっぱり、その後も、70歳ぐらいやったかな、もう、このまま死なれへんっていう気持ちが強かったんじゃないかなって。まだその生活あるときは、手に障害もあるし、耳も聞こえないから、生活できっと追われてたのかなあと。これは想像ですけどね。何か聞いたときには、もうこのままでは死に切れへんっていうのはよう言ってたと思います。」⁴⁾

鄭商根さんは故郷の村に戦地に連れていかれる前に妻子を残している。戦後、一度、故郷の済州島の土を踏んだが、障害を負って百姓として働けない身を痛感して日本に戻る。1950年に「精も根も疲れ果てた混迷のどん底」にいたとき、外国から引き揚げてきた日本人女性と出会い一緒に生計を営むようになった。当時は故郷のこと、親族のこと、墓参のことを考える余裕がない生活だった。その後もがむしゃらに異国の地で働いて、気が付けば70歳を迎えていた。人生の最期を前に、故郷に帰れなかった思い、障害を負った苦労を振り返ったとき、戦前、戦地に引っ張られ、戦後は異国の地に簡単に放りだした日本政府にたいして「絶対に、これは許さへん」という思いは大きかったといえる。

「今度は戦争犠牲者の話をしてくれた。

韓国、朝鮮人は今度の大战の件で死に切れなかったとも話してくれた。考えていると、戦時中は、かつてのよい、言葉を作ったもんや。内鮮一体皇民。右の言葉、私はよくわかりません。

そうだろう、内は日本国、鮮は朝鮮という。皇民は天皇の臣民との事である。

青年よ、よくも日本人はつめたくないかね、戦時中は若い青年を使用するだけ使用しておいて、敗戦国になったら、お前は誰だと、いえるかね。わしはほんとうにあった事を申すのや。どう思うかね。

右の言葉は人権をあまりにも無視しているように思います。

そうとも、とれるだろう。鄭老人は日本人同様働いて来たし、日本人同様補償金を受け取る権利があるのは当然と思うだろう。」

[鄭 1991 : 8-9]

「人生ルポ」は、鄭商根さんが戦後補償の請求裁判を通して、若い世代に向けて、日本という国に向けて書いたものである。この「人生ルポ」の文末には1991年5月28日の公判日の日付が記されている。しかし、1991年の大阪地裁での戦後補償裁判の当初から一貫して、日本政府は援護法における「国籍条項」が合理的であると主張し続けた。

2. 在日と「戦後責任」

1990年代はじめ、鄭商根さんが日本を相手にはじめた戦後補償裁判は、1930年代から敗戦までのあいだ、朝鮮半島の人々を巻き込んでいった「天

皇の軍隊」が引き起こした戦争の責任を誰もとることなく戦後がはじまり、そして、日本の植民地主義を過去の「不幸な出来事」であったとあっけなく忘却する日本社会の歴史認識への異議申し立てであった。当時、鄭さんをはじめ在日朝鮮人が各地で提訴した戦後補償裁判は、日本の戦争責任を明らかにすべき東京裁判の歴史（戦争責任、戦争被害）に対する在日の「歴史実践」であったといえる。

ここでいう「歴史実践」とは、歴史人類学者の保苺さんの著書『ラディカル・オーラル・ヒストリー オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践』〔保苺 2004〕で提示したオーストラリアのアボリジニの「歴史実践」からの援用である。保苺さんは、植民地主義が産出する「実証的な資料」が採用される教科書的な歴史ではなく、アボリジニたちによって日々実践される「歴史」の現場に立ち会う瞬間の重要性を指摘した。それは、植民地支配者の法に対して大地の法を対峙する瞬間、白人による虐殺の記憶の丘に立つ瞬間、アボリジニの狩場に槍ではなくライフル銃をもつ白人の若者が出現する瞬間、人々の記憶、身体記憶、モノの記憶と場所の記憶が接触する瞬間であり、「歴史が営まれる」瞬間でもある〔保苺 2004 : 85〕。

保苺さんが、アボリジニ・コミュニティ（グリンジ・カントリー）でフィールドワークをした1996年から2001年は、オーストラリアでは、1993年に「先住権原法」が成立し、一部のアボリジニ・コミュニティには土地の公式所有が認められ、アボリジニの土地権利運動が展開された一方で、国家によるアボリジニの子どもたちの強制同化政策が実施された時期でもあった。多くの歴史研究がオーストラリアの植民地時代のアボリジニの大量虐殺の「事実」を立証する一方で、保守政権はそれらの歴史研究を「黒い喪章」と称し歴史修正主義の立場を支持していた。

今日からみたら、1990年代当時のオーストラリアの植民地支配の歴史をめぐる状況は、2000年代以降の日本の歴史修正主義や排外主義台頭と双子のような様相を呈しているといえる。そのような歴史状況のなかで、保苺さんはアボリジニのオーラル・ヒストリーを聞く作業をとおして、植民地の歴史について「歴史学者によって発見され生産される」という権威主義的な歴史理解や植民地主義的な歴史記述に対して、「人びとが、歴史のメンテナンスに参与する」ことで「歴史が営まれる」というラディカル・オーラル・ヒストリーの立場を表明した〔保苺 2004 : 21〕。この研究の立ち位置は、1990年代当時の戦後補償裁判をとおした在日1世と3世たちの出会い、日本社会との出会いを生み出した「歴史実践」の瞬間を示唆していると筆者は考える。

そこで、まずは、植民地主義的な歴史（資料）に向き合うことからはじ

めようと思う。

今日からみて、旧植民地出身者の戦後補償の問題の起点をどこにおくのかと考えた場合、第1の起点はサンフランシスコ講和条約と東京裁判であり、第2の起点は日韓条約だったと指摘できる。

東京裁判では、裁判国に旧植民地の国は参加できなかったため、もっぱら捕虜になった連合国の兵士への戦争犯罪、捕虜問題が重視され、朝鮮、台湾での植民地支配の問題がすべて無視された。この点に関して、東京裁判の数千件の速記録を整理し研究した宇田川幸大さんは、東京裁判が「裁きの場」であるというよりも、連合国側の対日占領政策として日本の「非軍事化」を目的とした結果、法廷における審理で戦争犯罪の隠蔽、天皇・天皇制を内包する特定の集団（海軍、外務省本省、大蔵省出身被告人など）の戦争責任が事実上「免責」されたと指摘する。さらに、「東京裁判」そのものに戦勝国の植民地主義観が大きく作用した点を明らかにしている。事実、東京裁判では「従軍慰安婦」問題も、731部隊の問題も、強制連行・動員による非人道的な行為に対する日本の植民地支配と戦争責任が問われなかった。日本の戦争責任は「未完のまま」、アジアの戦争被害や戦争犯罪を今まで無視し、軽視してきたといえる [宇田川 2022]。

一方、1951年からはじまった日韓交渉は、第二次大戦後の「東西冷戦」、「分断国家」の樹立のなかで、韓国内では「反共強調」と「経済協力」の名の下で行われた。1962年の日韓交渉以降、「経済協力」というかたちで「無償援助3億ドル、有償援助2億ドル」などが提案され、1965年の日韓請求権協定の締結では、その第2条1で「財産、権利及び利益」と「すべての請求権」が「完全かつ最終的に解決された」ことになった。しかしここでいう「すべての請求権」は、主に対日請求権と当時問題となっていた拿捕漁船請求権のことであり、強制動員という不法行為への個人の慰謝料請求権を消滅させたものではない [太田 2015]。戦争中は、「内鮮一体皇民」として戦争に駆り出された在日朝鮮人は、戦後は「外国人」として、戦争被害におけるすべての補償の対象から除外されたのである。

一方、日本は敗戦後、1946年2月、GHQの指令により、軍人恩給などの戦傷病者への補償を一旦廃止したが、主権回復後の1952年4月には「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下、援護法）⁵⁾を、1953年8月には軍人恩給を復活させた⁶⁾。

この援護法は、法適用の1952年4月1日には「日本国籍」を有していた旧植民地出身の在日朝鮮人に対して、「戸籍法」の適応を受けないものとし、法施行時の1952年4月30日に排除した。具体的に、戦争中に強制動員され

た旧植民地出身の軍人・軍属などを排除するために、本則（第11条、14条、31条）において、日本の国籍を失ったもの（とき）は、障害年金や遺族年金などを受ける「権利が消滅する」とし、附則2項において、戸籍法の適用を受けない者（旧植民地出身者を指す）については、当分の間この法律を適用しないとした。だが一方で、戦争中、侵略戦争に動員された朝鮮人戦犯は、サンフランシスコ講和条約発効後に日本国籍を離脱したとみなされたにもかかわらず巣鴨刑務所に戦犯として拘留され続けた⁷⁾。1952年当時、在日朝鮮人の元軍人・軍属は「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」を結成して国家補償を求めた⁸⁾。朝鮮人戦犯たちも、仮釈放後に日本政府に補償要求の運動を行っていった。1958年の閣議決定（「巣鴨刑務所出所第三国人の慰藉について」）で1人わずか10万円の見舞金の支給、公営住宅の優先入居が決まったくらいであった。1965年日韓条約締結後、日本政府は、今日まで戦後補償に関する「すべて解決済み」という立場で補償に関する要求を全て拒否した。

日本の戦争責任を追及する動きがはじまったのは、ようやく1990年代にはいってからである。当時は日本国内の在日の社会運動が活性化した時期であり、韓国内の民主化運動が政権交代を生んだ時期でもあった。日本国内では、1970年代からはじまった「日立就職差別」裁判の原告だった朴鐘碩^{パクチョンソク}さんを支援した「朴君を囲む会」の支援者たち、ベトナム反戦運動の市民グループ、在日大韓基督教会（川崎教会）などの流れを源流に1974年に結成された「民族差別と闘う連絡協議会」（1974-1995：以下、民闘連）というネットワーク型の連合組織が結成され、指紋押捺拒否運動をはじめ社会保障制度における国籍条項の撤廃、民間企業の就職差別、在日の子どもたちの民族教育・進路保障、在日1世の社会保障問題における差別撤廃の運動を各地で展開していった〔加藤2022:171〕。1990年代にはいると、日本の植民地支配・戦争の被害者たちからその責任を問い補償を訴える補償要求運動が各地で生まれていくなか、日本政府は日韓請求権協定で韓国人被害者の個人請求権を消滅させるものでなく、個々の請求権協定の有無は裁判所で判断するという国会答弁をせざる得なくなる。1991年、はじめて3人の韓国人元従軍慰安婦が日本政府に謝罪と補償を求めて東京地裁に提訴した。1993年には日本政府は一部の資料と韓国人元慰安婦数名のヒアリング結果から日本軍の官憲の関与と慰安婦の徴集・使役の強制性を認め、重大な人権侵害であったことを承認した。しかし、2000年以降は約50件の戦後補償裁判が日本の裁判所に提訴されるなかで、国家間の請求権は決着済みとし個人の補償は行わないという態度を保持し続けた〔吉見1995〕。

韓国内で、1990年代以降に戦争責任を追及する動きが生まれたのは、金^{キム}

デジョン ノムヒョン
 大中政権から盧武鉉政権の民主化の流れのなかでの「過去（事）清算事業」が活発化したことによる。韓国の軍事政権下で公権力による民主化運動の弾圧の犠牲者の真相究明調査、2004年には日本植民地下での強制動員被害真相究明委員会の発足など日本の植民地支配の被害の実態調査や補償事業がこの時期に活発化した。2011年8月には憲法裁判所にて、韓国の元慰安婦問題の解決を求めて日本との紛争解決に乗り出さない韓国政府の不作為は憲法違反であるという決定が下された。

日本国内においては、1993年の「河野談話」において旧日本軍の関与下での従軍慰安婦とされた女性たちへの謝罪表明がされ、戦後50年の節目となった1995年に、日本の植民地支配と侵略に対する損害と苦痛をお詫びする「村山談話」が発表され、1998年には金大中大統領と小淵総理が会談し、日韓共同宣言（パートナーシップ宣言）が発表された。そのような流れのなかで、日本軍の「慰安婦」被害者への「償い金」を支給するアジア女性基金（1995-2007年）が設立された。2005年の国連総会では「重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者の救済と賠償に関する権利の基本原則」が採択され、その後、2018年10月韓国の大法院（最高裁判所）は、戦時下の日本製鉄に動員された朝鮮人徴用工の起訴への判決で、戦時中の朝鮮人の強制動員を「日本の不法な植民地支配や侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的不法行為」と認定し、強制動員被害者への慰謝料請求権を認める判決を下した。この判決は、戦争被害者の企業に対する賠償請求権を認め、強制動員企業の法的責任を明示したことで、日韓請求権協定の損害賠償が「未解決」であることを示した。さらに、企業による強制動員の「反人道的不法行為」に対する「請求権」は日韓請求権協定の適用対象外になるという判断を示した。このことは、日本の侵略戦争に動員された朝鮮人への不法な徴用・動員に関する慰謝料請求権を認めたといっても過言でない〔竹内2020〕。

しかし一方で、1980年代以降、日本社会の中では歴史教科書から「侵略」表現を削除し、過去の侵略戦争を正当化する歴史修正主義が登場する。さらに、2006年に登場した安倍政権以降は、露骨に日本の戦争責任、植民地支配への過去の「謝罪」をちやぶ台返しし、これまでの実証的な歴史研究のなかで明らかになった「従軍慰安婦」の実態などを無視し続け今日に至っている。さらに、2000年代以降は、日本政府のそのような対応が日本国内では「在特会」（2007年結成）に代表されるような排外主義的運動や草の根右翼、ネット右翼を拡大させている〔樋口2014〕。

1990年代からはじまった鄭商根さんら在日1世の戦後補償裁判は、当時、戦後、日本社会が蓋をした「戦後責任」を明らかにしようとするものであり、

在日朝鮮人の尊厳を回復することを意味した。「連続討論 戦後責任」の連続討論会の鼎談において、大沼保昭氏は「戦後責任」とは、被害者に関わる運動の思想において、戦争と植民地支配の加害の歴史を完全に償うことが不可能だと知ったうえで、それでもなお、被害者のなかに「ああ、自分たちの問題が取り上げられてよかった」という尊厳の回復がわずかでも可能なら、それが「戦後責任」を追及する思想の根っこに必要ではないかと指摘した〔内海他 2014:204〕。

当時、鄭商根さんが裁判をとおして問いかけたのは日本の「戦後責任」そのものであったが、一方で、自身の失われた尊厳の回復の「歴史実践」でもあった。また、その裁判過程で人間としての「尊厳の回復」の道のりを伴走した「支える会」の在日3世の若い世代にとっても、在日として生きる実践的な意味がそこに生まれていったといえる。

Ⅲ. 戦後補償裁判

1. ひとりの闘い

1960年代から、鄭さんは精力的に大阪府身体障害者団体、大阪府軍人恩給係、年金係をはじめ、東大阪市窓口や大阪府知事室に何度も足を運んで、嘆願書や陳情書を提出していた。1971年には、直接、厚生大臣に嘆願書などを提出し続けるが何度やっても門前払いされた。

当時の厚生省からの回答は、1965年の日韓条約の批准を根拠とした以下のようなものだった。

「前略

回答が大変遅くなり恐縮ですが、貴殿の昭和46年11月30日及び昭和47年2月15日受付のお手紙に対して、戦傷病者、戦没者遺族等の援護を主管している当課より回答致します。

ご照会の趣旨は、現在韓国籍である戦時中旧日本軍の軍属として勤務中に負傷した貴殿に対して日本政府として何らかの援護をする制度があるのではないかとご教示願いたいということにあると思われまます。

当課が主管している戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」と略称します。）は、昭和27年に制定され、軍人軍属であった者が公務に起因する一定程度の障害を受けた場合に障害者年金が支給されることになりましたが、障害年金を受けとるためには引き続き日本国籍を持つ必要があるとあります。

ところで昭和27年のサンフランシスコ平和条約により、朝鮮、台湾は

日本から独立したため、朝鮮及び台湾のかたがたは日本国籍を喪失し、その結果、障害年金を受け取ることはできなくなつたわけではありますが、この国籍の喪失が各人の自由な意思に基づくものでないこと及びこれらのかたがたの法的地位特に対日請求権の問題が未解決であつたことを考慮し、昭和37年、自己の意思によらず日本国籍を失い、後日、日本に帰化したかたについては、遺族援護法の対象とすることにされました。

その後昭和40年6月22日に日韓協定が調印され、日本国と大韓民国及び両国の国民との間の請求権の問題も最終的に解決されたことが確認されたため、昭和40年6月22日以降は、韓国籍のかたが日本に帰化しても遺族援護法の対象にならないとされたのであります。

なお、申し添えますと、昭和40年12月18日外務省告示第258号によれば、永住権を取得した大韓民国人については、日本の公立学校への入学資格、生活保護及び国民健康保険の被保険者資格等を得ることができるようになっておりますが、この中には遺族援護法の対象となる資格は含まれていません。

従いまして、現行制度の中で貴殿が遺族援護法の障害年金を受け取ることは困難であると思われまます。

以上のような次第ですので悪しからずご了承いただきたいと存じます。

早々

昭和48年2月20日 厚生省援護局援護課
鄭商根 殿⁹⁾

この国の回答に納得することなく、鄭さんは「現行制度の違法性」を訴えるべく、一人で訴状を作成し、1991年1月31日に大阪地裁に訴えた〔「毎日新聞」1991年2月1日：「朝日新聞」1991年2月1日：「読売新聞」1991年2月1日〕。

先述のとおり、1991年、鄭さんの裁判闘争がはじまる時期は、在日の戦後補償を求める会の結成や訴訟を支援する市民運動の輪が広がっていた。東京都や滋賀県でも原告が相次で提訴していた。しかし、当時の「支える会」の代表のTさんによれば、裁判闘争の当初、鄭商根さん自身は押しかけ応援団（「支える会」）にかなり困惑気味だったようだ。

「商根さんは自分で準備書面も全部作って、裁判を提訴しにいったんです。そのとき、誰かがいてはって、こんなおじいさんが自分で裁判をしはるっていうので、ちょっと待ってくれと。それやったら民間連で支える組織が

あるからっていうので、ストップかけて……、商根さんにしたら自分でするつもりやから、別にお前らおらんでも俺はやるのに、勝手に何か周りでごちゃごちゃされた。だからそもそも他人頼りじゃなくて、もう自分で、もうまったく誰に相談も無く、大阪地裁に提訴をしにいきはるようなことをやってはったんですよ。」¹⁰⁾

鄭さん自身は最初からずっと「自分の闘い」という意識が強かった。在日3世の若い世代が裁判の支援をしたいと申し入れたときも疑心暗鬼だった。その後、正式に「支える会」や弁護士が結成され、各地の講演に何回も呼ばれて、話したくない戦争の話をするなか、一緒に手弁当で出かける「支える会」の在日3世たちに気を許すようになっていった。鄭さんから「ごはん食べに行こう」と誘う付き合いができていった。「支える会」のメンバーたちも、鄭さんと戦後補償の裁判闘争がきっかけで知り合ったが、そのうち、近所のおじさんとお付き合いしているようになっていったという。

「訳のわからん若いもんがね、来るわけじゃないですか、私らみたいなの。それが何かコミュニケーションが取れていく……こんな若いもんが自分のことのように、こんな一生懸命動いてくれることはすごい嬉しいという、スタンスが変わっていったと思うんやね。何かはじめはそうやったけど、すごく、だんだん丸く。後半はね。すごくそうなっていったように思いますね。何か、自分もこれ、まあ、これからのみんなのためには自分もがんばらなあかんとはきつと思ってくれてはったんじゃないかなと思う。はじめは自分のことやったけれども。その会話の中で、そんなんを感じましたけどね。」¹¹⁾

2. 鄭商根さんと「支える会」

先述のとおり、民闘連は、1990年代にはいるとその活動の軸足を過去の戦争被害に対する「戦後補償」、そして、定住外国人の人権問題、参政権問題へシフトしていった。

1991年1月には石成基ソクソンキさんが神奈川県庁に援護法の適用申請、鄭商根さんが大阪地裁に提訴、陳石一チンソギルさんも埼玉県松山市役所に援護法の適用申請を相次いで行った。同年8月に「在日の戦後補償を求める会」(共同代表：李仁夏イインハ・田中宏)が結成され、1992年8月には適用申請が棄却された石成基さん、陳石一さんが東京高裁に提訴した。民闘連はこれらの戦後補償裁判の支援活動に積極的に関わっていった〔田中著・中村編・2019：149-163：加

藤 2022 : 181-184]。

1990年代当時、民族差別や就職差別への異議申し立て、指紋押捺拒否運動などの在日1世や2世たちの社会運動や市民運動の流れのなかで、戦後補償問題が最後に残された課題となったのは、在日社会側からすれば、日本帝国主義の戦争に強制的であれ加担した在日1世の元軍人・軍属の「存在」を受け入れられないという考えがあったからだ。当初、「戦争責任」「戦後責任」を追及する彼らは、日本政府にとってだけでなく、在日の社会運動や日本社会のなかで展開されていた反戦・平和運動、市民運動の論理にとっても居心地の悪い存在だったという [田中著・中村編・2019 : 135]

そのような運動圏を覆っていた硬直的な論理を打破したのは、当事者である戦争被害者の在日1世と在日3世たちとの出会いであった。鄭商根さんと「支える会」の在日3世のメンバーたちの出会いは偶然と必然の賜物といえる。「支える会」の当時のメンバーPさんは、戦後補償問題に取り組みないといけないという問題意識が生まれた時期、共同通信の記者から、ひとりで裁判はじめる鄭商根さんについて民間連で何かできないかと相談されたという。そこで会いに行くことになる。のちに、鄭さんが活動仲間の伯父さんだとわかる。

また、「支える会」のメンバーだったYさんが鄭商根さんを支援しようと思ったきっかけは、長年、Yさんの祖母（ハルモニ）が伯父の戦死を嘆いていたことを思い出したことによる。

「私の父の兄が戦死してるんですね。で、ハルモニがよくその話をしていて、戦争に行って死んで何もあれやという話で、ずっと気になってました。ちょうど戦後補償の話がいろいろ話題になってきたときに、そのグループの中で、実は私の伯父さんもそうなので、……たまたまその話の中に、私の伯父さん、ハルモニもそういうことがあって、ぜひ私もしたいという、そこでは話になって。それでどうする、どうすると、そこで何かごちゃごちゃ、いろんなことがあったと思うんですけど、で、ぱっと浮かんだのが（支える会の代表は）Tさんと思って」¹²⁾

のちに、「支える会」の代表になるTさんについていえば、Yさんに呼び出され「支える会」の代表を引き受けることになる。

「大学時代からトッカビどかに参加することがあったので、Yさんのことも知ってたんですけど、Yさんに喫茶店に呼び出されて。……こんな裁判、やっている、支える会を今度作って、こういうおじいさん（鄭商根さん）

を応援するから一緒にしてくれへん？って言われて。テーマ（戦後補償）がテーマだけに、本当は断りたかった。それを断ったら Y さんにろくでもない人間やなと思われるのが嫌で。本当は、できたらこんな深刻なテーマには足を踏み込みたくなかったんですけども。まあ、Y さんがやるんやったらしゃあないなと思って。みんなが集まって、代表、誰すんねんってなったら、何か僕になってしまって、そこからって感じなので、もう全然、興味もまったく無かったですし。」¹³⁾

しかし、T さんは、その後、10 年近く、鄭商根さんの戦後補償裁判に関わる。鄭さんが亡くなったあとは、「戦争はまだ終わっていない」という鄭商根さんの意思を継いで、韓国济州島にいる遺族に会いにいき裁判を継続していく。

当時、鄭商根さんの戦後補償裁判の「支える会」の中心メンバーの多くは、地域で生活する在日の差別撤廃をめざすトッカビの活動に関わっていた。

大阪八尾市の被差別部落のなかで発足したトッカビ子ども会（1974 年発足）は、発足当初は、オモニたちがキムチ売ったり、靴下のバザーをしたり資金を集めて子ども会を運営していたが、その後、八尾市のなかで、在日の子どもたちのためのサマースクールの実施、公共住宅入居、児童手当の受給など日朝鮮人の生活に関わる権利獲得の運動を地域のなかで展開していくようになる¹⁴⁾。大阪府のなかではじめて一般職員採用試験受験資格の国籍条項の撤廃、1984 年には国家公務員職であった「郵政外務職」の国籍条項の撤廃を勝ち取ってきた [鄭 2020]。そのような地域での地道な活動の経験が 10 年に及ぶ「支える会」の活動に活かされたといえる。

当時、「支える会」の事務局体制はメンバーの大学の先輩、知人など 10 人前後で構成されていた。総勢 7 名の弁護団をはじめ日本人の支援者仲間と一緒に活動していくなかで民主的な運営組織だった。鄭さん自身が何かを追及して誰かを追い込むようなひとでなかったことから、血気盛んな糾弾型の運動スタイルでなかった。その結果、鄭さんの思いに共感し、一緒にできることがあればやっていこうというコンセプトが確立していった。

主な活動は、①戦後補償を求める訴えを広げる、②裁判費用と裁判を支援するための資金を集める、③在日韓国・朝鮮・台湾人の戦争犠牲者に対する謝罪と補償を日本政府に求めるものであった [鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会、「鄭商根さんの戦後補償を求める裁判にあなたの支援を」(パンフレットより)]

具体的に、裁判費用のカンパを募って、年間 1 口 1000 円で、3 口以上の

支援者が支える会の会員となり、200名近い会員を有する活動になる。「支える会」では、週1回のペースで事務局会議を開催し、ニュースレター「日本の戦後補償 この理不尽なり」を、2、3か月に1回のペースで発行し、裁判で展開された口頭弁論内容を報告し、海外の戦後補償裁判や対応の情報提供、また、先述の鄭商根さんの「人生ルポ」を1号から3号まで掲載した。1995年に大阪地裁で訴えが棄却され、高裁に控訴中の1996年に鄭商根さんが亡くなったあと、韓国在住の家族（息子と妻）と一緒に裁判を継続していった〔「朝日新聞」1999年9月11日記事〕。

当時、代表のTさんは鄭さんと家族ぐるみの付き合いをしていた。連れ合いのSさんは、1999年の高裁での棄却後、トッカビ子ども会の「トッカビニュース」(No93)に「頑固なおじいさんが残した輪」という追悼文を寄稿している。

〔旧植民地出身者の軍人、軍属が『戦傷病者、戦没者遺族等援護法』の適用を受けるために、『戸籍・国籍条項の撤廃』を求めて鄭さんが大阪地裁に提訴したのは1991年1月。つれあいとその裁判の『支える会』の代表を務めることになり、スイカのような大きなお腹を抱えて初めて公判に行った。お腹のスイカは今、小学校2年生の頼もしい男の子に成長し、彼の成長がそのまま裁判の年月と重なりあう。〕

東大阪にある鄭さんの家に家族でよく行った。商店街の鄭さんの家は韓国の旗が揺らめいていて、いつも将棋をさしにくる客人があった。初めて行った時、昼間っからビールの栓を抜いて歓迎を受け、来た人は必ず『MBSナウ』のビデオを見せてもらい、戦争に駆り出されたときのこと、失った右手のこと、そしてリアカーをひっぱって古本を売り歩きながら生活の基盤を作ってきた話を聞いた。……『裁判を支援する』ことではじまった鄭さんとの関係は楽しかった。用がなくても会いに行った。子どもの写真が入った年賀状をとっても喜んでくれた。……いよいよ体調が悪くなり始めた時は、みんなの説得でシブシブ検査を受けたが、『肝臓に2センチの腫瘍有り』の診断結果は私ひとりで聞いた。……結局、1996年2月29日に肝臓ガンで亡くなる。お通夜とお葬式で忙しいかったつれあいを横に私はボーっと鄭さんの生と死を考えていた。『違憲の疑いあり』としながらも敗訴した地裁判決後の『負けました』というションボリした顔と声を忘れることはできない。そして、裁判は済州島に住む息子のソクチンさんに受け継がれた。……強制連行された『恨』、50年以上もの年月の間、夫・父を待ち続けた『恨』。理不尽な日本政府への『恨』。『恨』を晴らし、償いを求める

裁判は『温かい人の輪』によって最高裁へと舞台を移すことになった。」¹⁵⁾

この追悼文から鄭さんと「支える会」のメンバーたちの当時の交流がうかがえる。また、当時、鄭商根さんの戦後補償裁判の支援した在日3世たちは、それまでの民闘連の差別撤廃の運動をとおして対峙してきた日本社会と違わぬかたちで向き合うことを鄭さんから学ぶことになる。

「例えば、僕はその指紋のこととかも拒否とかやったりして、運動の立場で日本が悪いとかいろいろ言ってたけど。でも商根さんと出会うて。あの人が偉かったんは、講演会行ったとしても、お前らがということは一切言わんと、日本の政府が国が補償せえへんかったことを私はもう絶対に許されへん。だから私は闘う。それを支援してくれる皆さんとは一緒にやった姿が、僕はかっこいいなと思ったし。僕はいつも、その、自分がどうしたいかよりも、差別するやつが悪いんやとかそんなんばっかり言って、日本人の罪悪感を焚きつける運動しかやれへんかったタイプの人間やったんで。僕は素直に商根さんは、ほんまに、別に在日云々かんぬん抜きとして、生き方として、やっぱ、それはかっこええ生き方やなと思ったし、面白いなと思ったし。だから僕らに対しても癖はありましたけど優しくかったし。一緒に酒飲んだりとか、あっちこっち出かけるのが楽しかったし、そんな貴重な体験をさしてもらえるのはラッキーやったなというふうに思ってやってこれたのかなとは思う。純粹にやっぱ、人に恨みつらみを言わんと、おかしいことだけをちゃんと行って、誰とでも繋がっていくっていうのをやってる人は。まあ、それまで出会うたいろんな運動をやってる韓国人の中でも、僕はやっぱり商根さんが一番かっこよかった人や。その、生き方としては大好きやったから、一緒にやってこれて。まあ、自分もできるのであれば、そうありたいなとは思うようになったきっかけだったのかなとは思います。」¹⁶⁾

さらに、「在日の戦後補償を求める会」が裁判提訴直後の1992年7月19日から8月9日にかけて猛暑のなか大阪から東京まで600キロを歩いた「在日韓国・朝鮮人の戦後補償を求める全国キャンペーン」(表1)に「支える会」のメンバーたちが参加したことは、その後の活動に大きな意味をもつことになる。

当時、「全国キャンペーン」は日本社会に戦後補償問題を訴えることを目的とし、大阪を出発した在日3世たちを中心とした行進隊は、各地で集会を開催し署名を集めながら東京を目指した。600キロの歩みは途中で地元の教

会や職員保養施設、個人宅などを泊りながらの活動であった。最終日には日本政府に約3万4千人分の署名を提出した。

Tさんは、この無謀ともいえる計画が持ち上がった当初、歩くことに意味があるのかと思っていた¹⁷⁾。それが、途中で、かれらに在日3世たちの訴えに対して一緒に歩こうという人たち、戦後補償を求めて歩く自分たちを受け入れ、支えてくれる人たちとの出会いのなかで、足が痛くても、とにかくカッコ悪くても最後まで歩こうと覚悟を決め8日間歩き続けたという〔在日の戦後補償を求める会1992:13〕。

「僕らも1週間ぐらい。その間、いろんなところに泊めさせてもらって、集会とかも、ご飯も食べさせてもらって。……そこでいろいろ活動の拠点で泊めてもらうところもあったんですけど、三重県のオーガニックレストランみたいなのをやってところの人が受け入れてくれはって。別に在日の深刻な問題をやってるからじゃなくって、そのことを歩いてアピールしてみようと思う若い子らと1回会って話してみたいという、その思いだけで受け入れてくれはって。もう、それが僕にとっては、すごい衝撃的やって。その他はわりと、僕らより上の世代の活動をやってはった人とか、地元の在日の方が、そんなおじいさんのために頑張ってる若いおじいさんがおるんやったら受け入れるところばかりで。そういうのが多いやろうなと思っただ中で、面白い子らが来るから受け入れるっていう人がいてはって。すごく嬉しくって。翌朝も、朝起きたら、君ら、歩いて行くんやから、この近くに神木があるから、そこへ一緒に行こうって言って、車に乗せて朝、足痛いのに(笑)、こうやって木、触って、パワーもらって、残り歩きやって言われて。その時は不思議だなと思ったけど、でも何か、すごいそれが新鮮やって。……そんな人らにすごい興味を持ってもらえるような僕らの行動やねんと思った時に、その、何かすごい素敵やなと思って。こんなふうやったら人と繋がっていけるし、その人とかも言うてはったのは、在日のことは詳しくは知らんと。でも、そんなことを訴える君らには興味がある。君らが訴えているんやったら、その話は、ぜひ理解するためにも1回聞いてみたい、という(問いの)立て方なんです。僕らが言う時は、どうしても、深刻なテーマがあって、これについて、問題があるから、それを理解するために勉強会を開いて欲しいとかっていう立て方じゃなくて、逆の立て方になってる、こんな人らとも僕らは繋がれる力があるんやなっていうのは、すごく思っただから、どんな人とも繋がっていけるんやろうなと思っただし、商根さんの言ってる生き

方とかコンセプトはやっぱりすごいんやなっていうのは、その時思った。それがちょうどたぶん、支える会、始めて初期の頃でしたんで、その人たちと会うたんは、僕はもう転機やったなど。その後のすべての支える会の活動の中の、何か大切なものになったんかなとは思んですけど。」¹⁸⁾

このエピソードは、それまでの在日の民族差別撤廃や権利獲得の運動が日本社会のなかで拒否され、無視されていたのに対して、よくわからないけど、訴えたいことがある若者が歩いている。その問題を正しく勉強しよう、議論しようみたいな市民運動の正攻法の問題解決の手法ではなく、とにかく当事者に会ってみよう、話を聞いてみよう、一緒にご飯食べてみよう、そうした直接の出会いから繋がっていきこうという人々の実践によって公共的空間が現れた瞬間を示していた。そして、在日社会も日本社会も忘れていた「戦後責任」について、歩くという身体実践をとおして、在日の歴史をとともに知ろうという歴史実践をとおして世の中に問うた意味は決して小さくはなかった〔「毎日新聞」1992年7月20日記事：「朝日新聞」1992年7月18日夕刊記事：「朝日新聞」1992年8月7日記事：「神奈川新聞」1992年8月8日記事：「朝日新聞」1992年8月16日記事〕。

その後の戦後補償裁判の経緯は、1999年の高裁判決で棄却後、同じく戦後補償裁判を闘ってきた石成基さん、陳石一さんについては、東京高裁で立法府に対して重ねて問題解決を促した〔「毎日新聞」1999年5月15日記事〕。さらに、1993年の姜富中カンフジュンさんが援護法に基づく障害年金の請求の却下した処分取り消しなどを求めた行政訴訟では、大阪高裁が原告と国に初の「和解」勧告をした〔「朝日新聞」1999年5月15日記事：「読売新聞」1999年5月15日記事〕。当時の日本政府は「和解」勧告を拒否したが、議員立法で2000年6月に「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（弔慰金法）」が制定された。同法では、旧植民地出身の戦没者遺族に260万円の弔慰金、重度戦傷者には400万円の見舞金が支給することが決まった。しかし、在韓者は対象から除外され、父親の裁判を引き継いだ鄭商根さんの遺族も救済の対象外とされた。

そのため、「支える会」のメンバーたちは、2001年から2005年という期間を決めてPALAM（風）プロジェクトをスタートさせた。プロジェクトは、2001年8月のスイス（ジュネーブ）で開催される国連社会権規約委員会への代表派遣、鄭商根さんの韓国に暮らす遺族への戦後補償の実現（PALAM基金を集め、「市民戦後補償金」として届ける）、鄭さんの戦後補償裁判の闘いを描いたドキュメンタリー・ビデオ「理不尽なり」を大阪府下の図書館、

教育委員会のライブラリー、学校へ寄贈する活動など市民による戦後補償プロジェクトを行った。2005年には「戦後60周年」を機会に、スタディーツアー「在日1世のルーツを訪ねる旅—鄭商根さんの場合」を企画し若者12人が韓国済州島に行き、現地で戦争体験を聞き、鄭商根さんの生家を訪問し墓参した〔「民団新聞」2005年8月31日記事〕。また、「PALAMカフェ」を開催しいろいろな人たちの交流の場をつくった。「支える会」のメンバーたちは、鄭商根さんの意思を受け継ぎ、「今までと違うルートで、世界の人と繋がる」実践を体現していった。

表1 徒歩行進 日程表

日時	地区	集会	要望書を提出した自治体	km	在日	日本人
7月19日	大阪⇒高槻	扇町公園・富田部落解放会館		22	14	12
						デモ行進150
7月20日	高槻⇒京都	希望の家		23	5	2
7月21日	京都⇒草津	草津カトリック教会		25	14	0
7月22日	草津⇒甲賀町	甲賀教会		30	16	2
7月23日	甲賀町⇒亀山			26	7	5
7月24日	亀山⇒塩浜			16	7	1
7月25日	塩浜⇒桑名	日本キリスト教団桑名教会		23	11	1
7月26日	桑名⇒名古屋	大韓名古屋教会		23	18	4
7月27日	名古屋⇒岡崎	浄教寺	岡崎市	40	3	3
7月28日	岡崎⇒豊橋	豊橋市市民文化会館	豊橋市	30	2	7
7月29日	豊橋⇒舞阪		袋井市	35	2	5
7月30日	舞阪⇒袋井		浜松市・藤枝市	35	2	3
7月31日	袋井⇒藤枝		静岡県・静岡市	35	3	3
8月1日	藤枝⇒静岡	静岡市産業経済会館		25	6	6
8月2日	静岡⇒富士	ラホール富士		35	6	8
8月3日	富士⇒三島	アステール総合美術研究所	沼津市・三島市	30	4	5
8月4日	三島⇒熱海		熱海市	20	4	6
8月5日	熱海⇒小田原	小田原教会	小田原市・平塚市	30	3	6
8月6日	小田原⇒藤沢	藤沢カトリック教会	藤沢市・茅ヶ崎市	34	4	9
8月7日	藤沢⇒横浜	聖アンドレ教会	神奈川県・横浜市・川崎市	33	4	8
						デモ行進40
8月8日	横浜⇒川崎	ふれあい館		14		115
8月9日	川崎⇒東京	総評会館		20		デモ行進310
						集会263
合計						604 (人)

出所：在日の戦後補償を求める会、1992、「私たちは歩み続ける—戦後補償を求める夏の行進行動報告集」：6より

IV. おわりに、そして……

本稿は、鄭商根さんが世に問うた日本の「戦後責任」をとおして、公的資料から零れ落ちてしまった、あるいは忘れ去られた戦後の在日の歴史に目を向けたものである。本稿の内容は、在日の戦後補償裁判をめぐる資料（記録）とその裁判に関わった当事者を描くために当時の戦後補償裁判に関わった支援者のインタビュー（記憶）で構成されている。最後に、本稿は学術研究としては不十分な点を自省したうえで、それでも、鄭商根さんと伴走した「支える会」の在日3世たちの言葉（記憶）から在日の「歴史実践」について考えた。先述のとおり、保莉さんはアボリジニのオーラル・ヒストリーを聞く作業をとおして、歴史学者の歴史（資料）に対して、人びとが、歴史のメンテナン스에参与している（歴史実践）の重要性を指摘した〔保莉 2004：21〕

「グリンジのカントリーで営まれた歴史実践は、いつでも、どこでも、誰にでも平等にアクセスできる標準的で教科書のような『歴史』を生み出さないし必要もない。そうではなく、特定の人々に、特定の場所で、特定の時間に生じる歴史である。また、このような特定の位置を与えられる歴史は、いつでも、どこでも、誰にでも、くり返し生じうる。換言すると、歴史は、人々とかれらのカントリーと、そこに住まう多様な存在者たちとの間の繋がりやの網目をつうじて産出され、維持されるのである。」

〔保莉 2004：87〕

ここで、保莉さんの指摘を今一度踏まえるならば、鄭商根さんの戦後補償裁判における「歴史実践」は、「支える会」のメンバーたちとの出会いの瞬間に、裁判の原告席や傍聴席で、大阪―東京の大打進の歩みのなかで日々メンテナンスされ、生成されていった。さらに、次の世代へ在日の「歴史実践」が切り開く新たな公共空間・社会運動の必要性を問うものであった。

校注

- 1) 第1回口頭弁論での鄭商根さんの意見陳述書（1991年5月28日）より。
- 2) 本稿は、主に、鄭商根さんの戦後補償裁判をささえる会（以下、支える会）のニューズレター、「日本の戦後補償 この理不尽」（NO.1～8）、支える会で保管していた10年間の活動記録、裁判資料、当時の新聞記事などを参考資料として使用している。
- 3) 1939年から1945年までの朝鮮からの軍要員として強制連行された数は14万5010人になる

[朴慶植 1986 : 64-66 ; 外村 :2012 : 135-136]。

- 4) 2023年2月24日、「支える会」のメンバーだったKさんのインタビューより。
- 5) 戦傷病者戦没者遺族援護法については、厚生労働省のHPを参照。
[<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=327AC0000000127> 最終閲覧日 2023.07.01]
- 6) 『社会保障統計年報』での推計では、これまで一般会計予算の60兆円が「戦争犠牲者」に支給された [内田・大沼・田中・加藤 2014 : 183]。現在においても毎年的一般会計歳出の内訳で「恩給」はおおよそ5%くらいが支給されている [国立社会保障・人口問題研究所・社会保障統計年報データベース <https://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp> 最終閲覧日 2023.09.10]。
- 7) 1952年6月、東京地方裁判所に洪起聖^{ホンギョウ}さんら29人の「朝鮮人戦犯」と1人の台湾出身中国人が講和条約発効時に日本国籍を喪失したことから、講和条約第11条の「日本国民」に該当しないため、拘束すべき法律上の根拠がないとして、人身保護上の釈放を求めて提訴した。しかし、同年の最高裁判所の大法廷で、「戦犯者として刑が科せられた当時日本国民として拘束されていた者に対しては、日本国は平和条約第11条により、刑の執行の義務を負い、平和条約発効後における国籍の喪失、または変更は右の義務に影響を及ぼさない」という理由でその訴えは棄却された [李 2016]。朝鮮人戦犯たちは1991年11月、日本政府の不条理な処遇に謝罪と補償を求めて提訴したが1999年に最高裁では請求を棄却したが立法措置を促した [内海 2022 : 32]
- 8) 戦後一時期、サンフランシスコ講和条約発効までは、日本在住の在日朝鮮人傷痍軍人、軍属は軍人恩給、障害年金を受給していた。講和条約発効後、「日本国籍」を剥奪され、それらの受給は打ち切られた。1963年に日韓会談での問題解決を求め、「元日本軍韓国人傷痍軍人会」が発足し日本政府に補償要求の運動をはじめた [吉岡 2014 : 179-184]。1992年に東京地裁に提訴した石成基さん、陳石一さんらの運動については、「忘れられた皇軍」(大島渚監督。1963年、NTV放映)を参照。
- 9) 「支える会」の保管資料より。
- 10) 2023年2月24日、「支える会」代表だったTさんのインタビューより。
- 11) 2023年2月24日、「支える会」のメンバーだったPさんのインタビューより。
- 12) 2023年2月24日、「支える会」のメンバーだったYさんのインタビューより。
- 13) 2023年2月24日、「支える会」代表だったTさんのインタビューより。
- 14) NPO トッカビ HP 参照 <https://tokkabi.org/> 最終閲覧日 2023.08.20
- 15) トッカビ子ども会発行、1999.12.1。「トッカビニュース」No.93
- 16) 2023年2月24日、「支える会」代表だったTさんのインタビューより。
- 17) 当時の全国行進や集会は、その後の裁判や2000年の甲慰金法の支給で名乗りをあげた414人の在日1世が受け取れたことを考えると戦後補償裁判を社会に大きく知らせるうえで意味があったといえる。
- 18) 2023年2月24日、「支える会」代表だったTさんのインタビューより。

参考文献

- 大阪人権博物館・(社)大阪国際理解教育研究センター・編集・発行,1999,『聞き書き 在日コリアンの生活史』,PP.7-17.
- 鄭商根さんの戦後補償裁判をささえる会,1991-1992,「この理不尽」(ニュースレター) No1～No8 (1991年～1992年)
- 鄭商根さんの戦後補償裁判をささえる会,2001,「戦後補償を求めて 鄭商根さんを支える会が歩んだ10年間」(資料)
- 鄭商根,1991,「在日一世 鄭商根 ー人生ルポ 近所の青年とー」(1991年5月28日) (資料)
- 鄭栄鎮,2020,「在日朝鮮人コミュニティとその社会運動についての考察ー大阪八尾市の事例から」東洋大学『白山人類学』NO23,PP.169-192.
- 樋口直人,2014,『日本型排外主義 在特会・外国人参政権・東アジア地政学』,名古屋大学出版会
- 保莉実,2004,『ラディカル・オーラル・ヒストリー オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践』,御茶の水書房
- 加藤恵美,2022,「在日コリアンをめぐる歴史問題と和解ー「民族差別と闘う連絡協議会」の運動と「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権補償法草案」の検討,外村大編『和解をめぐる市民運動の取り組みーその意義と課題』(和解学叢書4=市民運動),明石書店,PP.169-197.
- 朴慶植,1986,『朝鮮人強制連行の記録』,未来社
- 竹内康人,2020,『韓国徴用工裁判とは何か』,岩波ブックレット No.1017,岩波新書
- 田中宏著・中村一成編,2019,『「共生」を求めて 在日ともに歩んだ半世紀』,解放出版社
- 外村大,2012,『朝鮮人強制連行』,岩波新書
- 李鶴来,2016,『韓国人元 BC 級戦犯の訴え 誰のために何のために』,梨の木舎
- 宇田川幸大,2022,『東京裁判研究 何が裁かれ、何が遺されたのか』,岩波書店
- 内海愛子,1982,『朝鮮人 BC 級戦犯の記録』,勁草書房
- 内海愛子,2022,「朝鮮人戦犯ーその記録と記憶」,朝鮮史研究会編・発行,『朝鮮史研究会論文集』No.60,PP.5-36.
- 内田愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子,2014,『戦後責任ーアジアのまなざしに込めて』,岩波書店
- 吉岡吉典,2014,『日韓基本条約が置き去りにしたもの 植民地責任と真の友好』,大槻書店
- 吉見義明,1995,『従軍慰安婦』,岩波新書
- 在日戦後補償を求める会,1992,「私たちは歩み続ける ー戦後補償を求める夏の行進行動報告集ー」
- 「在日の戦後補償ー鄭商根さんの場合ー」(監修:鄭商根戦後補償裁判弁護団長 丹羽雅雄弁護士)
- CD
- 「理不尽なり 鄭商根」(制作:鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会) DVD

新聞

- 「毎日新聞」1991年2月1日
- 「朝日新聞」1991年2月1日
- 「読売新聞」1991年2月1日
- 「毎日新聞」1992年7月20日
- 「朝日新聞」1992年7月18日（夕刊）
- 「朝日新聞」1992年8月7日
- 「神奈川新聞」1992年8月8日
- 「朝日新聞」1992年8月16日
- 「毎日新聞」1999年5月15日
- 「毎日新聞」1999年9月11日
- 「朝日新聞」1999年9月11日

Abstract

In this article, we would like to reconsider Japan's 'post-war responsibility' by taking up the court battles for post-war compensation of the first-generation zainichi in Japan in the 1990s. It will also consider how the encounters between first-generation zainichi and third-generation zainichi supporters were born through the court battles and in what form they will be passed on as 'historical practice' to the next generation.

Key words: Zainichi Koreans, Post-war responsibility, Doing history

(ムン ジョンシル 東洋大学)

